

令和2年第6回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年6月24日(水) 開会：14時30分 閉会：15時15分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4F防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
委 員 松 田 福 美
委 員 松 田 敬 子
委 員 大 野 泰 生
委 員 片 山 研 治

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二
教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄
生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一
中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 末 岡 和 広
熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 品 田 浩
鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 金 本 久 志

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 主 査 吉 村 誠

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第15号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第16号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
4	報告第17号 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
5	報告第18号 民法改正による成年年齢引下げ後の成人式対象年齢決定について
6	議案第21号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
7	議案第22号 周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について
8	報告第19号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(報告者：人権教育課)

(2) 7月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課→中央図書館)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から、令和2年第6回教育委員会定例会を開催します。
 議事日程に従いまして、進めてまいります。
 まず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
 本日の会議録署名委員は、松田敬子委員さんと片山委員さんをお願いします。

2	報告第15号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第16号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について

教育長

ここでお諮りいたします。
 続いて日程第2、報告第15号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ですが、次の日程第3、報告第16号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」につきましては関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第15号及び報告第16号を一括して議題といたします。
 この件につきまして、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページ、報告第15号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、「課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

国の「GIGAスクール構想」では、当初、Society 5.0時代を生きる子ども達にとって必要不可欠な、ICTを基盤とした先端技術を活用した教育環境の充実を図るために、令和元年度から5か年で、「児童生徒1人1台の端末整備」「校内通信ネットワークの整備」を進めるとしておりました。

本市においても、令和元年度に専門的知識を有する職員を学校教育課に配置し、学校におけるICT環境の整備やICT活用計画の策定、教員のスキル向上対策等を進めてきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による、学校休業の長期化等を背景として、国において「GIGAスクール構想の加速化による学びの保障」が示され、緊急時においても、ICTの活用により全ての子ども達の学びを保障できる環境を早急実現するよう、5か

年計画の事業内容を単年度で実施する、とされたところです。

このため、本年度に集中するICT教育環境整備や、今後、継続した取組が必要となるICTの活用や教員のスキル向上等について、集中的、組織的に推進する体制整備が急務となったことから、令和2年6月10日から、学校教育課内に「ICT教育推進室」を設置し、担当職員の配置を行ったものです。

議案書2ページ及び3ページをご覧ください。具体的な人員配置としましては、3ページの網かけ部分の下段となります。室長として兼任の課長補佐級1名、室長補佐として専任の係長級1名、主査級以下として兼任2名となっております。

続いて、議案書4ページ、報告第16号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」をご説明いたします。

「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

これは、先程ご説明いたしました、学校教育課内に「ICT教育推進室」を設置することに伴い、周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正し、令和2年6月10日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、議案書5ページから7ページをご覧ください。

以上で報告を終わります。

松田福美委員

ICT教育推進室の具体的な取組内容を教えてください。主にどんな業務をされるのでしょうか。

学校教育課長

まず、ICT環境といたしまして、現在、各学校に1ギガの無線LAN設置しているのですが、これを大規模量の10ギガの無線LANに変える作業を進めております。

各普通教室において大型ディスプレイを設置し、1人1台タブレットを格納するため、または充電するための電源キャビネットを各教室に設置いたします。

それから、先ほどご説明した1人1台タブレットの配置、その設定、タブレットを使つての授業や家庭学習をするための研修等を今後行っていく予定としております。

松田福美委員

基本的にはハード面の充実を進めていくのと、個人の活用に関する指導内容等も含んでいるということですね。

学校教育課長

まずはハード面の方が先行し、今後、それぞれの教員のスキルあるいは子ども達のスキルを上げるための研修を進めてまいります。

松田福美委員

「GIGAスクール構想」については、5年の予定が加速化によって単年度で推進する等の色々な情報が入ってくるのですが、この推進室については、当面、何年かの計画で設置するのでしょうか。あるいはずっと継続して設置するのでしょうか。

なぜこのように申し上げるかという、今までの取組から言うと、ICTというのは、皆さんがそれぞれに尽力されて進めてこられたので、こういう担当部署ができるのはいいことだと思います。

ます。ぜひ、この間に今の環境がもっと良くなればいいと思うのですが、これがもし単年度で消えるようなことになれば、またどこかで誰かが業務を兼ねながら進めていくということになるのかなと思いました。

ただ、予算的な制約もあるので、ずっとというのは難しいかもしれませんが、先ほど言われたハード面や活用面においてある程度定着するまでは、こういう形で専門の方がおられるといいと考えております。それでお尋ねしました。

教育部長

実際には新たに組織を作るということで、短期間であれば組織化することなく、職員の弾力化にもとづいてプロジェクトチームを作って取り組むというのが前提となりますが、委員からご意見をいただきましたように、今回は、私共の方も継続した取組が必要であるということで組織にすることとしました。短期的な取組ではないという考え方でございます。

その関係で、名称もG I G Aスクールの推進室という形にするのではなく、I C T教育を推進していくということで、名称を定めたところです。

人員配置に関しましては、今後、市長部局ともしっかりと協議していかなければならないところですが、継続した取組が必要であるということを念頭に、今回の規則改正をしたところです。

片山委員

今、環境を整えると言われましたが、実際の現場の先生方への研修も進めていかれるということでもよろしいでしょうか。

教育部長

実は、教育委員会事務局の中、具体的には学校教育課に教育研究センターという部署を併設しております。この教育研究センターが教職員のスキルアップ等を図っていく業務を担っているところですが、ここの上席研究員2名のうち1名については、昨年からI C T教育に非常に長けた、能力を持っている職員を任用しております。

現在もI C T教育推進のための研修を実施しておりますが、この方を中心に、今後はハード整備がより進んでまいりますので、例えばタブレット端末で用いる教育ソフトの使い方であったり、そういう具体的な研修を組み立てていきたいと思っております。

教育長

もう一点補足をいたしますと、今、学校は授業をしっかりと回復していくということでなかなか教員がまとめて研修の時間を取ることが難しい状況にあります。

このI C T教育というのも、本筋のI C T教育の部分と、今回のコロナ禍で言われている家庭での学習でこれを活用していくものがあります。今はどちらかというと家庭での学習の方に重きが置かれようとしていますが、これも実態として仕方がない部分であろうと思います。

そうしますと、やはり研修の時間をとるよりも、「習うよりも慣れる」ということを通してスキルをつけていくこととなります。タブレットで授業の様子を映し、教室に入れない子どもが保健室にいればそこに向かって配信する。その子どもは教室と双方向でやり取りをしながら授業を受けるということを実際に学校で行っています。

そういうものを今度は学校の中にしっかりと広げていくことを通してスキルを学んでいく。それが本来のI C T教育の研修なのかといえば一部でしかないですが、まずはそこから取り組んでいきたいと思っております。

大野委員

学校の先生が学ぶI C Tスキルという言葉は、専ら、授業の中でI C Tをどう使っていかと

ということではないかと思うのですが、以前学校にお伺いしたときに、たまたま授業の時にLANのトラブルが起こってすぐに対応できなかったということがありました。

そういったハード面のトラブルがあったときに対応できるような、そういったスキルというのは先生方に持ってもらうのが良いものなのか、それとももっと詳しい専門の方が連絡を受けてすぐに来るような形の方が良いのか。いずれにしても専門知識がかなり必要なものですので、少し検討していただけたらありがたいと思います。

教育部長

委員が言われるとおり、保守対応といいますが、機器の対応に関しては、私共の方も先生方あるいは職員等でもなかなか対応できません。それらの専門知識を身に着けても人事異動等があるということもありますので、現在は専門の見識を持っているということで業者への包括委託を進めていこうと思っております。

また、同様に、今進めているのはあわせてなのですが、支援員という形でアドバイスもいただけるし、機器の保守等の実務にもあたっていただけるような事業者の方に包括して委託していきたいと考えております。

大野委員

先生方の負担が大きくなりなくなりますね。

教育部長

機器も日進月歩ですので、職員がスキルを身に付けるというよりは、しっかりとした対応を業者にとっていただくことを目指していきたいと思っております。

大野委員

そうしていただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第15号及び報告第16号を承認します。

4	報告第17号 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第17号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書の8ページから9ページをお願いします。

報告第17号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校薬剤師につきましては、委嘱期間は3年で、平成30年4月から令和3年3月末までの期間について委嘱をしております。

令和2年5月31日付で1名の辞退の申し出がありましたことから、徳山薬剤師会から推薦をいただき、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第17号を承認します。

5	報告第18号 民法改正による成年年齢引下げ後の成人式対象年齢決定について
---	--------------------------------------

教育長

続いて日程第5、報告第18号「民法改正による成年年齢引下げ後の成人式対象年齢決定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは「民法改正による成年年齢引下げ後の成人式対象年齢決定について」説明いたします。議案書は、10ページから12ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第4号、教育長に委任した事務のうちの重要と認めるものです。

11ページをご覧ください。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、令和4年、西暦2022年の4月から施行されます。施行後となる令和4年度、具体的には令和5年1月に開催を想定する周南市の成人式について、現行どおり、当該年度に20歳を迎える方を対象とすることをご報告するものです。

主な理由といたしましては、まず、成人式について法的な定めはなく、各自治体の判断とされていること、次に、対象者を18歳に引き下げた場合、進学や就職を控えた時期と重なり、式への出席が困難となることが予想されることや、初年度に従来の3倍となる人数に対応することは課題が多いこと、そして、飲酒や喫煙など現在20歳で認められる全ての権利が、18歳で認められるのではないこと、でございます。

また、式の名称は、仮称「はたちを祝うつどい」としますが、今後検討を深めてまいります。

次の12ページに、直近の出席状況など、参考となる情報をお示ししておりますので、ご覧ください。

なお、式の開催日程につきましては、現行どおり1月の「成人の日」前日、三連休の中日となる日曜日を予定しておりますが、式の開始時刻について、今年度から午後に変更することを申し添えます。以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第18号を承認します。

6	議案第21号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続いて日程第6、議案第21号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書13ページから16ページをお願いします。

議案第21号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案について御説明させていただきます。

13ページをご覧ください。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関し、必要な事項を定めております。

14、15ページをお願いいたします。

昨年度に続き、国の「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、消費税増税を踏まえた補助単価の改定と、中学校の新入学児童生徒学用品費等を増額する改正が行われました。

これにより、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費などの費目について補助単価の変更が行われております。

これら、国の交付要綱に基づく単価改正に伴い、本市就学援助におきましても、その改正の趣旨に則った援助が行えるよう、支給単価の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第21号を決定します。

7	議案第22号 周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続いて日程第7、議案第22号「周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第22号、周南市大田原自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について、説明いたします。

議案書は、17ページから27ページまでをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

今回の規則改正は、周南市大田原自然の家条例施行規則において定める使用許可申請書など5つの様式について、事務の効率化を目的とした改正を行うものでございます。

23ページから27ページには、新旧対照表として、現在の様式と改正後の様式をお示しております。利用者数と利用料金の計算等をより分かりやすくするためのものでございます。

なお、施行日は令和2年7月1日でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第22号を決定します。

8	報告第19号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第8、報告第19号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いいたします。

まず、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、報告第19号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

別冊となっている議案書の2ページをお願いします。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、新型コロナウイルス対策として緊急予算措置することとした教育委員会事務局所管の歳出予算、5千123万円9千円を増額する補正について、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

議案書2ページの補正予算事項別明細書の右端の欄に所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして、学校教育課及び学校給食課よりご説明いたします。

まず、学校教育課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費（生活指導員等配置）の会計年度任用職員報酬や社会保険料、費用弁償として731万円の増額をするものでございます。

これは、現在、市内小・中学校において、児童生徒の学びの機会の確保のため、夏季休業期間を短縮し、授業の実施を予定しているところです。

この授業の実施にあたり、当初予算においては夏季休業期間中に配置しておりませんでした生活指導員や介助員、合わせて92名を児童生徒の学びや生活を支えるために配置するものでございます。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

次に、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

続きまして、学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の影響で、小・中学校の授業日数が不足することへの対応として、夏季休業を短縮し、授業日を確保することとなりました。

令和2年度の夏季休業期間は、小学校が、7月21日から8月16日まで、中学校は、8月8日から8月16日までとなっております。

授業日には、学校給食を提供することとしておりますが、7月21日から8月7日までの間は、学校給食センターの施設・設備の保守点検作業等により給食提供ができないため、検討した結果、学校給食の代わりに弁当を提供することといたしました。

また、8月17日から8月31日の間は、通常の給食の提供を行います。なお、この期間の弁当や給食につきましては、無償提供することといたします。

議案書2ページをお願いします。

「保健体育費」「学校給食費」における説明欄の新型コロナウイルス対策費（学校給食材料費）の需用費・給食材料費、3,242万8千円は、8月17日から8月31日の間に小・中学校へ給食を提供するのに必要な給食材料費の増額分です。

次に、「委託料」1,150万1千円の増額内訳は、「弁当提供委託料」1,050万1千円と、できあがった弁当を小学校3校、中学校14校に届ける「弁当配送委託料」100万円です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

教育長

今、学校給食課長から小学校の夏季休業が7月21日から8月16日までと申し上げました。そのとおりなのですが、そのうち3校だけは8月に入ってから夏季休業という学校があります。それで弁当の配送委託のところで配送委託料で小学校3校となっているのはそういう意味でございます。

松田福美委員

会計年度任用職員の職種がよく分からないのですが、生活指導員と介助員以外に学校図書館やALTの方は含まれないのでしょうか。

学校教育課長

学校図書館指導員、学校業務支援員という職種がありますが、今回、学びの保障ということで夏季休業期間を短縮して授業日としまして、その授業を行うことに直接関係ある、つまり授業に

入っていただく会計年度職員である生活指導員と介助員の2つの職種の方に勤務をお願いする
ものでございます。

松田福美委員

ALTは含まれていないのですか。

学校教育課長

ALTは現在、派遣という形で契約をしておりますが、今回、契約でこの夏休み期間もALT
を配置できることになりました。

松田福美委員

分かりました。

学校全体で色々な人が入っていて、生活指導員等の業務が大変である中、こういう形で支援い
ただけることはありがたいと思います。他にもそういう配慮がされているのでそれがよく分かり
ました。ありがとうございました。

教育長

今、話が出ました学校業務支援員についても、現在配置するべく検討しているところでござい
ます。

大野委員

先ほど言われた小学校3校はどここの学校なののでしょうか、よろしければ教えていただけますで
しょうか。

教育長

これは私の方から回答いたします。

まずは鼓南小学校で、夏季休業期間は8月8日から8月16日までです。これは今の校舎を
建てる時にプレハブですのでエアコンを設置しております。同様の考え方で八代小学校、8月5
日から月末31日までを休業日としております。理由は今と全く同じです。それから和田小学校
で、8月8日から16日まで。鼓南小学校と同じです。

和田小学校はすぐ近くに市民センターがありますので、そちらのエアコンを使用して授業をす
るということになります。小規模の学校ですので、十分それができるといことで活用させてい
ただきます。

松田福美委員

今の件につきまして、地域の方からどうして小学校は授業をしないのかということを知られま
した。エアコンの整備の関係でしょう、子ども達にとって快適な学習環境ではないので、今それ
に向けて頑張ってエアコン設置をしているところだと答えましたが、なかなかその辺りが伝
わっていないようです。勉強も学校も必要なのに、どうして休みなのかということと言われた状
況があると伺いました。

教育長

小・中学校ともに8月17日から2週間を授業日として一斉に行いまして、給食を提供する
ということなのですが、エアコンについてはPFIという形態で計画を何年もかけて実施して
おり、当初は9月の末日までにはという契約でスタートしているのですが、それを8月の末日ま
でにということ業者をお願いし、さらにコロナ禍の中でもっと早くできるかということ8月
17日から授業ができるように工事を完了していただけるということですので、こうした取組が
できるということです。

工事の中止・延期を考えないではなかったのですが、多額の費用がかかるということと、来年

は問題がないかという点、これも何が起こるか分かりませんので、とにかく今年、快適な環境を提供しようということで実施することとしました。なかなかその辺りを市民の方にお話する機会がないものですから先ほどご指摘のあったようにそのようなお気持ちを持ってらっしゃる方もおられるかと思えます。

松田福美委員

たくさんの報道がありましたので、工事の様子や頑張っておられる様子は伝わっています。今のようなお話をすればすぐに分かっていただけるので、折に触れ、そういう話が出たときには子ども達が良い環境で学習できることが何よりも大事だということを伝えていきましょう。

教育長

この件について何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第19号を承認いたします。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、「令和2年第6回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 敬 子 委員 _____

片 山 研 治 委員 _____